佐久市・北佐久郡環境施設組合公告第４号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の要綱を準用する要綱（平成26年告示第４号）に基づき準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第68号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規則を準用する規則（平成26年規則第５号）に基づき準用する佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

平成27年７月24日

佐久市・北佐久郡環境施設組合長　栁　田　清　一

佐久市・北佐久郡環境施設組合長之印

１　入札対象業務

業　務　名 （発注課）	平成27年度 新クリーンセンター環境影響評価事後調査業務 （佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局）
業　務　場　所	佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑　外
業　務　概　要	平成27年度 新クリーンセンター環境影響評価事後調査業務 ・環境保全措置監理業務 ・事後調査業務 ・報告書作成等業務
履　行　期　間	契約日から平成32年８月15日まで

２　入札参加資格要件

準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項、又は準用する佐久市財務規則第103条第１項の規定に該当する者でないこと。
(2) 準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条第３項第１号及び同条第４項の規定に該当する者でないこと。
(3) 佐久市・北佐久郡環境施設組合一般競争入札等参加資格及び業者選定取扱要綱（平成26年告示第３号）第２条第１号の規定により平成27・28年度佐久市の建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に建設コンサルタント業務「廃棄物部門」に登録があり、かつ国土交通省建設コンサルタント登録規程（昭和52年告示第717号）に基づく「廃棄物部門」に登録があること。
(4) 前号の入札参加資格者名簿において、長野県内に本店又は支店・営業所として登録されていること。
(5) 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく次の①及び②の技術士を有する者であり、当該技術士は、受注者と入札参加申請日以前１年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、当該技術士は、同一の者でもよい。
　① 「建設部門（選択科目を「建設環境」とする者に限る。）」、又は「環境部門（選択科目を「環境影響評価」とする者に限る。）」
　② 「衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とする者に限る。）」
(6) 環境影響評価法（平成９年法律第81号）の施行期日である平成11年６月12日以降において、地方公共団体（特別地方公共団体を含む。）から都道府県（政令市を含む。）条例に基づく環境影響評価（以下「条例アセス」という。）に係る次の①から③に掲げる全ての業務を元請受注し、完了し

た実績を有すること。ただし、ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係るものに限る。
① 方法書の作成
② 現況調査及び予測・評価の実施
③ 準備書及び評価書の作成

(7) 管理技術者は、ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する者(※1)で、上記要件(5)の①、又は②に該当する技術士であること。

※1「ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する管理技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する者をいう。
① 管理技術者
② 主任技術者
③ 照査技術者

(8) 照査技術者は、ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する者(※2)であること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

※2「ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する照査技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設(一般廃棄物に限る。)建設に係る条例アセス業務に従事した経験を有する者をいう。
① 管理技術者
② 主任技術者
③ 照査技術者

3 入札の日程等

入札手続き等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	平成27年7月24日(金)から 入札日まで	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページへの掲載、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局
入札参加申請受付	平成27年7月24日(金)から 平成27年7月30日(木)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本各1部とする。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局(佐久市役所3階)へ持参により提出のこと(郵送は不可)。
設計図書等の入手	平成27年7月24日(金)から 入札日まで	・組合ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	平成27年7月24日(金)から 平成27年8月3日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は組合ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局へ持参又は、Eメールによる。
回答の期日・方法	平成27年8月4日(火)以降	・組合事務局より組合ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	平成27年8月10日(月) 午前10時30分から(郵送不可)	・佐久市役所 議会棟2階 第1委員会室

落札者の決定等	・予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日、又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して２日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第４号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、組合に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第５号）により、その理由について説明を求めることができる。組合は、説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認書類の提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号)」 「配置技術者決定届（様式第３号)」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者及び担当技術者の資格を証する書類」 「管理技術者及び担当技術者の雇用関係を証する書類」 及び組合が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所３階）
入札結果の公表	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページにおいて公表する。

４　入札事項等

入札事項	・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし

最低制限価格	・適用なし
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証 （ただし、準用する佐久市財務規則第 124 条第 2 項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第 3 項に該当する場合は免除する）
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり（佐久市財務規則第 138 条の規定を準用）

5　その他の事項

(1) 準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得（平成 17 年訓令第 54 号）を熟読の上、ご参加ください。

(2) 請負者は下請けを利用する場合、可能な限り組合組織市町内に本社を有する業者、又は組合組織市町内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6　担当係（問い合わせ先）

佐久市・北佐久郡環境施設組合　事務局
建設係　（担当）櫻井、武者
〒385-0051　長野県佐久市中込 3056 番地 佐久市役所 3 階
電話：0267-62-2916　FAX：0267-62-2289
E-mail（事務局共通）：info@sakukitasaku.or.jp
URL：http://www.sakukitasaku.or.jp